

地域計画の実現をサポート！ 農地中間管理事業

あなたの農地の
有効活用を
お手伝いします！

使わない農地、
どうしようか……

貸したい

借りたい

まとまった農地を借りて、
経営規模を拡大
したいんだけど……

農地を
貸し
たい人

岩手県
農業公社

農地を
借り
たい人

地域計画
目標地図

農地中間管理機構は地域農業の未来を応援します！

農業経営基盤強化促進法等が一部改正されました

- ◎農地中間管理事業は、市町村が策定した地域計画に沿って進められます
- ◎地域計画は、地域農業の将来についてとりまとめた「未来の設計図」です
- ◎農地の貸借手続きは、農用地利用集積等促進計画により行われます

お問合せ
ご相談は

公益社団法人 岩手県農業公社
岩手県農地中間管理機構

専用ダイヤル 019-601-8236

受付時間／平日 9:00～17:00

〒020-0884 盛岡市神明町7番5号 TEL 019-651-2181 FAX 019-623-9396

または、農地のある市町村の農政担当課・農業委員会まで。

岩手県農業公社が農地の

有効活用をお手伝い！



農地を貸したい “出し手”

- 農業をやめたい
- あとつぎがない
- 農地を貸したい

借受



岩手県農業公社
(農地中間管理機構)

貸付

農地を借りたい “受け手”

- 規模を拡大したい
- 農地をまとめたい
- 農業を始めたい



こんなにメリットがあります

- 契約期間満了後は、確実に農地が戻ります
- 賃料は、決まった期日に受け取れます
- 地域計画の実現に向けた農地の貸借を行います
- 要件を満たせば、固定資産税の減免や各種補助金の申請が可能になる場合があります



事業を利用した人の声

はじめは農地を取られるのではないかと心配したが、受け手が使っている姿を見ると、貸して良かったと今では思っている

(洋野町・Aさん)



万が一のことがあったとき、子や孫にも権利関係をきちんと伝えられるので安心している

(葛巻町・Mさん)



遠方に住んでいるので、地元の受け手も分からず困っていたが、公社が間に入ってくれたおかげで、農地を荒らさず使ってもらえることになり助かった

(大阪府・Sさん)

知事指定の機関だから安心！



こんなにメリットがあります

- まとまりのある農地を借りることで、効率的経営が可能となります
- 賃料の支払先を公社に一本化できるので、支払事務が楽になります
- 要件を満たせば、各種補助金の申請が可能になる場合があります
- 農地の区画拡大や暗渠排水等に向けた有利な事業の活用が可能となります



事業を利用した人の声

500名を超える貸し手への賃料支払いを一本化できたおかげで、支払事務の軽減、振込手数料の削減につながった

(一関市・N経営体)



今後の農地の在り方を見直す話し合いができ、受け手間での利用調整や、地域全体の賃料統一につながった

(二戸市・K経営体)



公社に相談したことにより、当初の借入予定農地(7ha)に加え、自己の経営農地の間にある農地(4ha)を借り入れ、一団の農地を形成することができた

(一戸町・T経営体)

よくある質問

Q&A

Q1

どのような農地を借りて
もらえますか？



A

機構が借り入れる農地は
①農地として利用できること
②権利関係に問題がないこと
③受け手が見込める農地などです。

Q2

相続登記をしていませんが、
借りてくれますか？



A

法定相続人の持分の50%を超え
る同意があれば、借りることがで
きます。
なお、50%以下でも、農地法など
で定められた期間であれば、農業
委員会の手続きを経て借りること
ができます。

Q3

契約期間が満了すれば、
必ず農地が戻ってくるのですか？



A

期間満了後は、何らの手続きをす
ることなく、必ず農地は出し手に戻
ります。

Q4

賃料は、どうやって
決めるのですか？



賃料を変更したい場合には、
どうすればよいのですか？

A

賃料は、近傍の相場等を勘案の上、
出し手と受け手が納得し、公社を
含めた3者が合意した形で決定し
ます。
変更も同様です。

Q5

貸し付けた農地の形状を
勝手に変えられる心配は
ありませんか？



A

出し手の了承を得ずに、公社や受
け手が農地の形状を変えることは
ありません。

Q6

貸付期間の途中で
農地を返して欲しい場合は、
どうすればよいのですか？



A

期間の途中で解約したい場合は、
農地の出し手、受け手、公社の3者
が合意すれば解約できます。

Q7

農地を借りたが、
病気等止むを得ない事情で
農業を継続できない場合には、
どうすればよいのですか？



A

公社が止むを得ないと判断した場
合は、期間の途中で解約できます。
この場合、公社は出し手との契約
を維持したままで次の受け手を探
しますので(2年間を限度)、直ちに
出し手に農地が返還されることは
ありません。

◎ 貸借期間は、原則10年以上ですが、個別の状況により短い期間でも貸借できます。

◎ 手数料は、賃貸料の1%となります